

岩手県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
木澤歯科医院	下閉伊郡山田町長崎四丁目14番6号	平成23年9月1日
吉田歯科医院	陸前高田市高田町字鳴石22番地9	平成24年4月9日
紫波中央歯科	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3オガールプラザ東棟1階	平成24年6月1日
岩手県立山田病院仮設診療所	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	〃
岩手県立大槌病院仮設診療所	上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前129番地11	〃